

児童養護施設ネバーランド 令和4年度事業報告

(1) 施設の設置目的（児童福祉法第41条）

保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的として養育にあたった。

(2) 施設の理念

施設の理念は、児童憲章に定められる①児童は人として尊ばれる②児童は社会の一員として重んぜられる③児童はよい環境のなかで育てられるとし、児童養護にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。また、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもの人権を擁護し、とりわけ、知ること、意見を言うこと、選ぶこと、暴力から守られることを基本理念とし全国児童養護施設協議会倫理綱領及び人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応の為の基本原則及び行動規範に基づき養護にあたった。

(3) 管理運営方針

児童を取り巻く環境の変化と、児童の抱える様々な問題を的確に捉え、心身ともに健やかな児童の育成をすすめ、以下の視点で援助体制の確立を図った。

①児童の人格尊重及び権利の保障 ②児童自立支援計画に基づいた支援内容の充実及び、施設長による個別面接の実施 ③チームアプローチ体制の確立に向けた各種会議の開催とPDCAサイクルに基づいた組織作り ④ケア内容の確認と質的向上に向けた第三者評価の受審と運営委員会を中心に作成した改善計画の実施 ⑤運営委員会を中心とした家庭的養護推進計画に基づく具体的な小規模ケアの推進 ⑥リーディングケアの充実に向けた分園型小規模グループケアの実施 ⑦退所児童へのアフターケア体制の構築 ⑧必要な福祉人材の確保に向けた実習生、ボランティア、インターン等の積極的な受け入れ ⑨職員のケアスキル及び専門性の獲得に向けた個別研修計画に基づく各種研修会への積極的な参加 ⑩メンタルヘルス、就労意欲の維持に向けた職員アンケート及び面接の実施 ⑪職員個々が自らの将来像を描きながら自身の職務に責任を持って取り組むためのキャリアパスの明確化 ⑫ケアの個別化と専門性の向上を目的とした基幹的職員の養成と各種専門職員の確保・養成 ⑬包括的な家庭支援の実施に向けた家族との協働 ⑭児童相談所、学校、医療機関等関係機関との連携強化 ⑮地域の子育て支援に向けた短期入所事業の実施と鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議（以下、要対協）・いちごハートネット事業への参加 ⑯とちぎフォスタリングセンター（以下、TFC）と協働したフォスタリング機能の強化 ⑰施設運営の透明性確保及び社会的養護の啓蒙を目的としたホームページの管理と広報誌の発行⑱大規模災害に備えた支援体制の構築と防災対策の強化

(4) 管理運営の具体策

項 目	概 要
1 日常ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・地域小規模GCと分園型小規模GC、施設内小規模GC 2つの計4か所での小規模GCとユニットケア2か所を実施し、子どもの権利擁護の観点から作成した「児童自立支援計画」をもとに個別的ケアを進めて豊かな人間性・社会性を育むとともに、児童の自立に向けての支援の充実を図った。(別紙1、9～14) ・対応の違いからくる混乱をなくすため、セカンドステップを実施するとともに、その土台であるCSPの研修を施設全体で受講してケアの統一を図った。また、年度当初に各ユニットで業務内容の見直しを行ったほか、マニュアルの見直しについては定期的に見直すための計画票を作成することになる。セカンドステップにおいては、コロナ感染の影響で実施が滞った期間があったので、今後は定期的の実施できるようにしていきたい。 ・年齢別の食育計画に基づき、行事食や畑などの食育活動の継続のほか、本体ユニットにおいて朝食の調理が日常化し、コロナ禍においては毎食を各ユニットで食べることで食卓の小規模化がさらに進んだ。しかし、個別化により職員間で食育に対する意識に差が見られ、それを補うためのOJTに課題が残った。中高生においては、毎週末のユニット調理や月一回の管理栄養士による調理実習を通して「食」の自立に向けて基盤ができた。(調理スキル・栄養の知識の習得) また、小学生においても管理栄養士によるお菓子作りを毎月行うことで、調理に対する意欲が高まってきた。しかし、買い出しから必要な分量の準備、残り物の保存など調理全般の経験が浅く、今後はまず買い出しから一緒に経験する機会を増やしていきたい。(別紙15) ・幼稚園通園を通し、社会性を身に付けるとともに、施設内においても子ども達主体の遊びを異年齢で行う等、心身の発達促進や豊かな人間性を育むことができた。また、未就園児に対しては園内保育を行うが、幼児の発育に合わせた領域ごとの支援に至っていないため、今後保育計画の作成とそれに沿った支援が必要である。(別紙3) ・学校との情報交換会や個々の児童に関して教育機関との連携を密にする他、学習塾等の社会資源の活用により学力の向上と社会性の獲得を目指す等、自立に向けた支援体制の充実を図った。(別紙3) ・意見表明の場としての「こども会議」では、自分の意見を言うことや人の意見を聞くことを学び、年齢が上がるにつれて自分達の住みよいユニットづくりを意識的に行なえるようになった。しかし、コロナ感染等で会議の頻度が減ってしまったため今後は定期的開催を目標にし、会議内容においても主体的に取り組めるよう児童の力を育んでいく。 ・事務所前の意見箱の設置やユニットにも意見箱を設置するなど意見の出しやすい環境設定に取り組んだ。また、苦情解決委員会及び第三者委員について子ども

も達への説明の場を設けたり掲示板に掲示したりして苦情解決の土台を作り、児童からの訴えに対してはその都度対応する等して子どもの権利擁護に努めた。しかし、苦情解決マニュアルがなく統一した苦情対応が難しいため、早急にマニュアル作成をする必要がある。
(別紙23)

- ・家族との関係改善の為、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所や関係機関と連携し、面会・外出・外泊などの家庭調整に努めた。しかし、コロナの影響で外泊等が制限された期間もあったため、面会や行動制限を課した外出・外泊などできる範囲での交流を促し対応した。また、家族からの相談対応に関しては、送迎の際に聞き取るほか電話対応など行い、児童相談所等に報告し連携を図った。
(別紙2)

- ・対応困難なケース等については、児童相談所・学校・医療機関とのカンファレンスを実施するとともに、場合によっては保護者と情報共有を行い児童にとってよりよいケアの提供ができるよう連携を強化した。
(別紙2,3)

- ・里親支援専門相談員を中心に児童相談所やTFC・里親会と連携を図り、地域の里親支援を行うためのネットワーク作りに励むとともに、里親養育体験の受け入れや里親カフェへの参加、レスパイト受け入れ等を通して里親支援を行った。また、入所児童の里親委託に向けて児童相談所と連携し養育里親との関係構築に努めるほか、ふれあい里親等の利用を進めていった。
(別紙1,2,4)

- ・心理療法計画に基づき、被虐待児等の心理的ケアの必要な入所児に関しては心理療法担当職員によるプレイセラピーやカウンセリング、生活場面面接を行った。心理療法の内容については、担当職員への報告の他ファイルを作成して共有し、リーダー会議やユニット会議にて報告し周知・理解を図った。また、児童相談所が開催するフォローアップ事業に参加することで、参加児童の心理的ケアや職員に対するコンサルテーションとして活かすことができた。
(別紙4,7,9~14)

- ・妖精ユニット・宝島ユニット・人魚ユニット小学生を対象にセカンドステップを継続して展開した他、日常的なトラブルの介入時にセカンドステップを実践することで、児童個々のコミュニケーションスキルの向上や児童間暴力の防止に向けた支援を行った。しかし、コロナ感染の影響もあり定期的に実施することが難しく、子ども達への定着に課題が残った。

- ・通塾や進学を希望する子どもには公文や学習塾の利用を通し、また園内では個々の習熟度別支援に取り組むことで、学力向上を図るとともに受験生においては自己実現に近づくことができた。

- ・リービングケアとして、高校生へのアルバイトの推奨や中高生合宿でのライフストーリーワークの実施、「とちぎユースアフターケア事業協同組合」(以下、とちぎユース)主催の自立支援プログラムへの参加に取り組んだ。また、宇都宮陽南ロータリークラブ・さつきロータリークラブ主催のパソコン教室が月1

	<p>再開かれ、中高生が参加することで社会人になるためのスキルアップに繋がった。しかし、それらの取り組みの意図が理解に及ばなかったため参加ができなかった子もいたので、今後は丁寧な説明支援と動機付けに力を入れていく必要がある。(別紙5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童には年2回の健康診断を行うほか、予防接種を受けるなどして児童の健康維持に努めた。しかし、十分な感染対策を意識・継続することができず、複数のコロナ陽性者が出てしまった。このことを重く受け止め、対策等の意味の理解を個々が深めて子ども達の命を守るためのケアを共通認識できるように努めていきたい。また、専門的治療が必要な児童に関しては、定期的通院と投薬治療など医療機関と連携した支援を行った。今後、日常支援の中でその医療や投薬の目的とリスクを職員が理解し、児童に安心安全のもと治療の意識化を促す関わりをしていきたい。(別紙21) ・施設行事については、年間計画を作成し担当者を定めて内容の充実を図った。しかし、コロナの影響によりユニット内での行事開催が多かった。今後小規模化に伴い、ユニット単位での行事に移行するいい機会とも捉えられた。また、外出企画が少なかったため担当職員と個別に出掛ける機会を設けると、子ども達から好評でとてもいい時間を共有できた。 ・コロナ禍においてユニット外出など外部との直接交流は少なかったが、海賊の会やボランティアの方からの支援もあり、対策を徹底したうえでの外出や交流の機会を設けて児童の感性を育むことができた。また、今年は施設文化祭もあったため、作品制作の時間を共有できたことや作品展への参加をしたことで、それぞれが意味のある時間を過ごすことができた。(別紙5) ・とちぎユースへの加盟による卒園児への援助や担当職員を中心とした相談・食料支援など退所後の永続的なアフターケアの充実を図った。 ・必要に応じた性教育の実施や日常の中での「生」教育や生い立ちの整理を通して、「性」と「生」の大切さを学び自己肯定観を育んだ。しかし、児童のSOSに気付かず問題が発生してからの対応が多かったため、今後は気付きのセンスを育むとともに「性」の予防的教育や「生」に関する多様な支援に力を入れていきたい。また、性教育委員会を中心に性教育プログラムを作成し実施して2年になる。今後もその都度必要があればプログラムを更新しながら、性教育担当職員に限らず職員全体で日常での性教育や生教育的支援の充実が図れるようスキルアップに努めていきたい。
<p>2 地域との連携・支援・交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小中高校など、担当ケアワーカーを中心に家庭訪問・幼稚園学校行事への参加の他、担当職員を中心に密な情報交換を日常的に行い個別カンファレンスに参加する等、情報の共有化と方針の統一化に努めた。(別紙3) ・小学校については、年1回の全体会議(学校長、担当教諭、施設長、担当ワーカー

	<p>一) や合同研修会を開催し方針の統一化を図るとともに、毎月情報交換会を行うことで、児童の環境の変化等にも細かく対応してもらうことができた。また、中学校においても昨年度に引き続き月一の情報交換会を設け、児童の日常の様子や現状の課題等について互いに共有し、統一した支援に近づくことができた。 (別紙3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議へ出席することで、地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係児童の情報共有に努めた。 (別紙4) ・「鹿沼市子育て支援短期入所事業」「宇都宮市子育て短期入所事業」「下野市子育て短期入所事業」「壬生町子育て短期入所事業」を受け入れ、更なる地域子育て支援事業の充実を図った。しかし、複数のコロナ陽性者を出してしまったこともあり、コロナの感染防止の観点から受け入れ制限をした時期もあった。 (別紙1) ・“海賊の会”(後援会)による入所児童及び退所児童への支援体制の確保として、定期的な交流の場を設けていただいた。 (別紙5) ・今年度、ホームページを施設でも管理できるようにし、より施設生活が身近に感じられるように日常の様子をその都度アップするなどの工夫をして事業運営の透明性確保に努めた。広報誌も発行し、関係者に送付する等したほか、見学・視察の受け入れも柔軟に対応し社会的養護の啓蒙に取り組んだ。 (別紙5,22) ・「いちごハートネット事業」への参加を通し、電話相談や保護司面接会場の提供をすることで、地域の子育てを支援し開かれた施設づくりに努めた。また、地域のニーズを把握し施設の機能を地域に還元する方法も学ぶことができたため、今後の施設運営に活かし地域の子育て支援を充実させていく。 (別紙4) ・コロナ禍において各ボランティア団体と合同行事や個人ボランティアとの交流が難しかった中、交流の方法を工夫して様々な支援をしていただき、多様な価値観に触れながら支援者の方への感謝の気持ちを育んだ。 (別紙5)
<p>3 地域小規模児童養護施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員固定配置のもと、食材や日用品の買い出し、調理の手伝い等の生活支援や地域住民との関係を通して家庭的養育に努めた。 ・新型コロナに左右されながらも、育成会やスポーツ少年団へ可能な限り参加をして地域住民との交流を行うことができ、社会性を身に付けることができた。 ・本園との合同行事への参加など地域小規模児童養護施設入所児童と本園施設入所児童との交流を図った。 ・リーダー会議へのリーダー出席、本体職員会議への職員の参加を定期的に行い、情報を共有するとともにスーパーバイズを受けることができた。 ・分園型小規模グループケア「ななの家」と合同で「くが・なな会議」

	<p>を行うが、コロナの影響で会議ができない時もあった。しかし、施設長・心理職員に宿直フォローに入ってもらうことで、固定配置で孤立しやすい職員の負担感を軽減しスーパーバイズを受けることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃養協が行う研修への参加や施設内で行う内部研修への積極的な参加をし、入所児の処遇向上に努めた。 <p style="text-align: right;">(別紙 13)</p>
4 分園型小規模グループケア	<ul style="list-style-type: none"> ・分園型小規模グループケア「ななの家」により、高校生の具体的な自立を見通した養育支援を行った。また、本体との連携を強化し孤立化を防ぐために、施設長、心理療法担当職員による宿直フォローやくが・なな会議における施設長による定期的なスーパーバイズの他、職員会議への職員出席及びリーダー会議へのリーダー出席による情報共有、合同行事の開催を実施した。 ・ケアワーカーにおいては各種研修会への参加などを実施し、入所児の処遇向上に努めた。 <p style="text-align: right;">(別紙 14)</p>
5 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付や節約による費用の削減を心掛け、事務費等について効率的な経営に務めた。特にセカンドハーベストやその他多くの個人、団体の方々からの支援を受けた。 (別紙 18) ・施設内の衛生管理について、安全衛生推進者を設置して衛生管理に努めた。故障や破損箇所については施設内で対応できるものは職員が対応し、その他のものに関しては各担当業者に早急に対応してもらった。今後、衛生管理の方法としてのヒヤリハットが活用されていないため、より効率的な管理方法を検討する必要がある。 (別紙 19,20) ・保守管理については、各委託業者との厳正な契約により、施設管理に万全を期した。 ・第三者評価を受審したことで、自分達の行うケアを振り返るとともに施設運営の課題を確認した。それを受けて改善に向けた計画を検討し作成したので、今後計画に対する定期的な振り返りを行いつつ改善に取り組んでいく。 (別紙 6) ・県こども政策課より被措置児童等虐待に関する改善指導を受け、改善計画を作成し提出した。今後、その計画をもとに県こども政策課の指導の下、改善に取り組んでいく。 (別紙 6～8) ・コロナが蔓延する中、陽性者を多数出してしまった事は、感染対策において慣れからくる危機感の薄れがあったように思う。その点を反省し、チームで危機管理意識を保っていけるよう役割を明確にしてケアに当たりたい。 (別紙 21)
6 職員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な福祉人材の確保に向け具体的な職員体制計画を確立し、コロナ禍において可能な限り実習生、ボランティアを受け入れた。また、「チャボナビ」に登録

しネット上においても福祉人材の確保に向けた情報発信に取り組んだ。

(別紙5)

- ・PDCAサイクルに基づく、リーダー会議、職員会議、ユニット会議や各種委員会等の活性化を図り、職員間の共通理解を促しつつ施設長からのスーパーバイズを受け、チームアプローチ体制の強化に努めた。(別紙6~9,13~15)
- ・コロナ禍ではあったが、可能な限り施設見学などを受け入れ、またHPや広報誌を通して社会的養護に関する理解と興味を促した。そのほか、施設文化祭に参加したことで子ども達の作品を通して社会的養護の啓蒙活動に取り組んだり、里親支援専門相談員においてはTFCが主体となって行う里親啓発活動等に参加した。(別紙2,4,5)
- ・ケース会議を、担当職員・ユニットリーダー・自立支援計画担当職員の参加のもと、1児童につき年2回実施し、自立支援計画に基づく課題の評価・見直し等を行い、職員間の認識の統一を図った。しかし、今年度から自立支援計画の作成方法が見直されたこともあり、今後のケース会議の内容と会議の実施時期について検討する必要がある。(別紙16)
- ・会議の他、朝の打ち合わせや引き継ぎなどで日常的に施設長よりスーパーバイズを受けた。
- ・第三者評価を受審したことで、個々のケア内容を客観的に振り返り、それを施設内で共有・検討していき、支援内容の質的向上に努めた。今回の評価結果に基づいて新たな改善計画を立て、運営委員会を中心に改善への取り組みを進めている。(別紙6~8)
- ・全養協「人権擁護のためのチェックリスト」を定期的実施し、人権侵害防止に向けて権利意識の高揚に努めた。しかし、未だ養育観などにばらつきがあり理念の共有に課題があるため、今年度内部研修で理念についての学習会を開催したり人権チェックの結果をユニット会議で検討したりして養育観の共有を図った。そして、今後もこの取り組みを継続して行っていく。(別紙9~14,17)
- ・年間研修計画に基づいた外部研修への積極的な参加の他、個別研修計画から把握した個々の希望する研修を勧め、自己啓発を促した。また、内部研修を年5回に増やし、昨年度県子ども政策課から指導を受け作成した改善計画にもとづいた課題を設定して行う事で、職員の資質の向上を図りつつ施設全体の現状の改善に努めた。(別紙4,17)
- ・入所児童のケアについては、自立支援計画策定の際に子どもの意向確認を丁寧に行うことで子どもの権利擁護の視点の強化を図った。また、セカンドステップにおいては幼児から小学生まで年代で分けて取り組み、職員間の理解を深めるためにCSPの研修を全体で受講した。しかし、日常ケアに意識して取り入れるようになったもののフィードバックされず身に付くに至っていないため、今後は職員の振り返りの場をリーダー職員や専門職員で意識して作っていった

	<p>い。業務マニュアルにおいては、ケアにおける具体的な対応方法を文書化し、支援の統一を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県児童養護施設等連絡協議会（以下、栃養協）各部会への出席により他施設との横のつながりを持つとともに、部会主催の研修会に参加することで各職種における専門性の向上に努めた。（別紙4） ・栃養協の行う段階別研修に参加することで、キャリアパスを明確化し職員個々が自身の職務に主体的かつ積極的に取り組めるよう体制を整えた。（別紙4） ・今年度職員アンケートを改訂し年度末に実施した他、施設長との個人面接を行って職員の就労意欲の維持向上に努めた。 ・ケアの個別化と専門性の向上を目的とし、各種専門職員養成のため部会研修会等への参加を推奨した。そして、研修内容を実践に生かしてスキルアップに繋げるために、振り返りノートを活用して自己研鑽にも取り組んだ。また、基幹的職員の育成においては、栃養協が行う基幹的職員研修への参加を通して、施設運営に反映させた。今後も、基幹的職員・専門職員としての質の向上に向けた職員養成に心掛けたい。（別紙4） ・定期健康診断・予防接種等の実施、看護師部会研修の参加等により、疾病の予防と早期発見に努めた。また、内部研修において、感染対策をテーマに勉強会を実施した。しかし、対策の継続に不十分な点があり複数のコロナ陽性者を出してしまったため、今後もその都度検討を重ねて最善の対策を持ってケアに当たるとともにBDPの作成にも力を入れていく。（別紙4,17） ・事務分掌、職務分担による各自の役割の明確化と業務への責任感を培うとともに、チームによるケアワークの活性化を図った。また、各委員会において業務の活性化を図る為に、年3回会議を行い職員会議ではお活動報告を行った。しかし、日々の業務に追われ全体の意識が低下してしまっているため、運営委員を中心に効率的な業務運営ができるよう検討していく。（別紙19～22）
7 災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・宿直職員を増やしたり防犯カメラの活用をしたりして夜間の見回りに力を入れるほか、日常業務において安全衛生の点検と定期的に危険箇所の点検を行い、職員会議にて報告、周知徹底を図ったが、まだまだ見落としがある為ヒヤリハットの活用に力を入れていきたい。（別紙21） ・備蓄倉庫管理担当者を設け備蓄品の保管管理を行うことで、災害時の児童の安全で安定した生活の確保に努めた。（別紙21） ・防災規定及び防災マニュアルに基づき、地震、火事、風水害等の災害を想定した月1回の避難訓練を実施した。（本体）（別紙21） ・近年多発した風水害の対策のため、風水害マニュアルの中に鹿沼市危機管理課の指導のもと地域小規模児童養護施設の避難確保計画を追加し、それに伴い避難訓練を実施した。（くがの家）